

栃木地方最低賃金審議会より

時間額 1, 0 0 4 円 (+ 5 0 円) の答申



杉田会長（左）から川口労働局長（右）へ答申文を交付

令和 6 年 8 月 5 日（月）栃木労働局において、令和 6 年度第 3 回栃木地方最低賃金審議会が開催され、栃木地方最低賃金審議会会長（杉田 明子）より、栃木労働局長（川口 秀人）に対し、栃木県最低賃金の改正決定についての答申がなされました。今後、異議申し立て等の手続きを経て栃木県最低賃金が改正決定され、令和 6 年 1 0 月 1 日より発効する見込みです。

労働基準部賃金室